



監督署の窓

労働条件明示ルール の変更点



労働基準法施行規則の改正により、労働条件の明示のルールの見直しなどが行われ令和6年4月から施行されたところから。

◆労働条件の明示ルールの変更について◆
使用者が労働者に明示しなければならない項目

として「就業場所と業務の変更の範囲」が追加されたところです。

▼「就業場所と業務」とは

労働者が通常就業することが想定されている就業の場所と、労働者が通常従事することが想定されている業務のことを指します。

【含まれるもの】

配置転換や在籍型出向が命じられた際の配置転換先や在籍出向先の場所や業務

【含まれないもの】

臨時的な他部門への応援業務や出張、研修等、就業の場所や従事すべき業務が一時的に変更される際の、一時的な変更先の場所や業務

▼「変更の範囲」とは

今後の見込みも含め、その労働契約の期間中における就業場所や従事する業務の変更の範囲のこ

とを指します。

※労働者が情報通信技術を利用して行う事業場外業務、いわゆるテレワークを雇い入れ直後から行うことが通常想定される場合は、「雇入れ直後」の就業場所として、また、その労働契約期間中にテ



レワークを行うことが通常想定される場合には、「変更の範囲」として明示する必要があります。具体的には、労働者の自宅やサテライトオフィスなど、テレワークが可能な場所を明示するようにして下さい。

◆労働条件通知書の記載例◆

いざ、労働条件通知書を作成するにあたって、その具体的な記載内容について悩まれることもあろうかと思えますので、特にご質問の多い「就業場所・業務に限定がないケース」の具体例を別掲1・2のとおり示します。

実際に作成していくなかで、ご不明な点があれば、名古屋北労働基準監督署までお問合せ下さい。

◆パートタイム・有期雇用労働者の労働条件◆

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れたとき（労働契約の更新時を含む）、事業主は速やかに、労働基準法第15条の明示事項に加えて下記①～④の事項を文書により

明示し、⑤～⑩の雇用管理の改善に関する措置の内容を説明する必要がありますのでご注意ください（パート・有期労働法第14条第1項）

- ①昇給の有無
- ②退職手当の有無
- ③賞与の有無
- ④相談窓口
- ⑤不合理な待遇の禁止
- ⑥通常の労働者と同視すべきパートタイム・有期雇用労働者に対する差別的取り扱いの禁止
- ⑦賃金
- ⑧教育訓練
- ⑨福利厚生施設
- ⑩通常の労働者への転換

◆まとめ◆

監督署で労働相談を受けさせて頂く中で、適切な労働条件通知書の作成と交付があれば、労使のトラブルが防げた（発生しなかった）のではないかと思います。特に賃金にか

る部分について、決めるべきはきちんと決めておき、曖昧な部分の無い、納得性の高い労働条件通知を行うためにも、この

機会に一度御社の労働条件通知書の内容も見直しみて下さい。
イラスト・木村武司

(別掲1)

▶ 就業場所

(雇入れ直後) 仙台営業所	(変更の範囲) 会社の定める営業所
(雇入れ直後) 広島支店	(変更の範囲) 海外(イギリス・アメリカ・韓国の3か国)及び全国(東京・大阪・神戸・広島・高知・那覇)への配置転換あり
(雇入れ直後) 本店及び労働者の自宅*	(変更の範囲) 本店及び全ての支店、営業所、労働者の自宅での勤務
(雇入れ直後) 福岡事務所及び労働者の自宅*	(変更の範囲) 会社の定める場所(テレワークを行う場所を含む)

(別掲2)

▶ 従事すべき業務

(雇入れ直後) 原料の調達に関する業務	(変更の範囲) 会社の定める業務
(雇入れ直後) 広告営業	(変更の範囲) 会社内での全ての業務
(雇入れ直後) 店舗における会計業務	(変更の範囲) 全ての業務への配置転換あり

事業主の皆さんへ
厚生労働省
アルバイトの労働条件を確かめよう!
~キャンペーン実施中~
令和6年4月1日~7月31日

- 1 アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか?
※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です
- 2 勤務シフトは適切に設定されていますか?
(学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか?)
- 3 アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか?
- 4 アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか?
- 5 アルバイトの遅刻や欠勤に対して、あらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか?

労働条件の悩み解消に役立つ情報
ポータルサイト 確かめよう労働条件

詳しくはコチラ

【労働条件相談ほっとライン ☎0120-811-610】
労働条件について、平日夜間、土日・祝日に無料で電話相談できます。月～金・午後5時～午

後10時、土日・祝日…午前9時～午後9時(年末・年始12月29日～1月3日までを除く)
相談は、日本語に加え英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガ

ログ語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語(クメール語)及びモンゴル語の13言語に対応しています。

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーン実施中

学生アルバイトのトラブル防止のために、厚生労働省